

療育手帳の障害程度

	精神面 (知能指数)	生活面	行動面	看護面
A (重度)	IQ ~35	食事・排泄・着脱衣・寝具の始末・洗面・入浴等の基本的な日常生活が全般的又は部分的に直接手にかけて介助する必要がある。	興奮、拒否、自閉等の行動があるため、常時注意が必要である。	疾病又は障害(身障1級～3級)のため、治療、看護や常時注意が必要である。
B1 (中度)	IQ 36～50	同上のことが大体一人でできるが、なお不完全なために言葉でその都度指示する必要がある。	情緒、行動面に注意が必要である。	疾病又は軽度の障害等があり、治療、看護はほとんど必要ないが、注意が必要である。
B2 (軽度)	IQ 51～75	同上のことがすべて一人でできる。	情緒、行動面に注意を必要としない。	身体的に健康で、治療、看護等の必要がない。
発達障害と診断され、かつ、こども家庭センター所長又は知的障害者更生相談所長が自他の意思の交換及び環境への適応が困難である等により、療育又は日常生活上の支援が必要と認めたものは、原則として「B2」とする。				

(平成24年4月1日改正 兵庫県療育手帳判定要領)

精神保健福祉手帳の障害等級

1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。